

川崎市商店街魅力再起支援事業 公募要領

1 目的

新型コロナウイルス感染症拡大の影響により商店街の来客や売り上げが減少している中、商店街への人の流れを生み出し、賑わいを回復することなどを目的に、商店街団体等が自ら取り組む「新しい生活様式」に対応した事業を支援します。

2 補助対象団体

①商店街団体

市内に存する任意または法人格を有する商業者を主とした地縁の団体

②商業者団体

代表者と団体構成員の過半数が商店街団体に属する事業者等であり、規約を定めた任意の団体または法人の団体

③市商店街連合会・地区商店街連合会

一般社団法人川崎市商店街連合会や同法人の定款第45条に定める支部組織

3 補助対象事業

補助対象団体が行う次の事業

(1) 活性化研究会・講習会事業

消費者調査・懇談会、専門家による講習会、振興プランの策定、モール化計画やリニューアル事業の研究、共同店舗計画の策定など商店街の振興を図る調査並びに計画に基づき実施する実験的事業

(2) 地域貢献事業

地域の課題解決等を目的に実施する事業

(3) 情報発信事業

商店街の周知・アピール及び商店街の実施している事業の浸透を図るための事業

(4) イベント事業

地域と交流をすることで、会員店舗の認知度向上やリピーター確保等の商店街・地域商業振興に寄与する事業

※同じ補助対象団体が申請できる事業は上記の事業区分にかかわらず1回限りです。

4 補助率等

事業区分	最低事業費	補助率	補助上限額
研究会・講習会事業	30万円	1 / 2 以内	200万円
地域貢献事業			
情報発信事業	20万円		
イベント事業	30万円		

※エントリー数を踏まえ、補助率や補助上限額を下げる場合があります。

5 補助対象期間

令和3年2月15日(月)～令和4年2月28日(月)

※3の事業区分ごとに期間や回数の制限が異なります。詳細は川崎市商店街魅力再起支援事業交付要綱の各事業の運用基準をご確認ください。

6 補助対象経費

専門家・委員等謝金・旅費、使用料・賃借料、資料作成・購入費、アルバイト代、通信運搬費、広報費、イベント費、消耗品費、委託費、通訳・翻訳料、原稿料、報告書作成費、印刷製本費など

※3の事業区分ごとに対象経費が異なります。詳細は川崎市商店街魅力再起支援事業交付要綱の各事業の運用基準をご確認ください。

7 事業の流れ

(1) エントリーシート提出・補助率等通知

事業名称や見込み額について、エントリーシートを提出します。

市はエントリー数を踏まえ各団体へ補助率と上限額を通知します。

(2) 事業計画書提出

市から通知された補助率等を踏まえ、事業の準備開始1か月前までに事業計画書を提出します。

(3) 専門家のヒアリング・意見書交付

市が派遣する専門家のヒアリングとアドバイスを受けます。あわせて意見書の交付を受けます。

(4) 交付申請・交付決定

専門家のアドバイスを受け事業計画書を修正し、交付された意見書を添えて交付申請します。市は最終的な補助率・上限額・必要に応じ条件を付した交付決定を通知します。

(5) 事業実施

交付決定後に事業の準備を開始します。

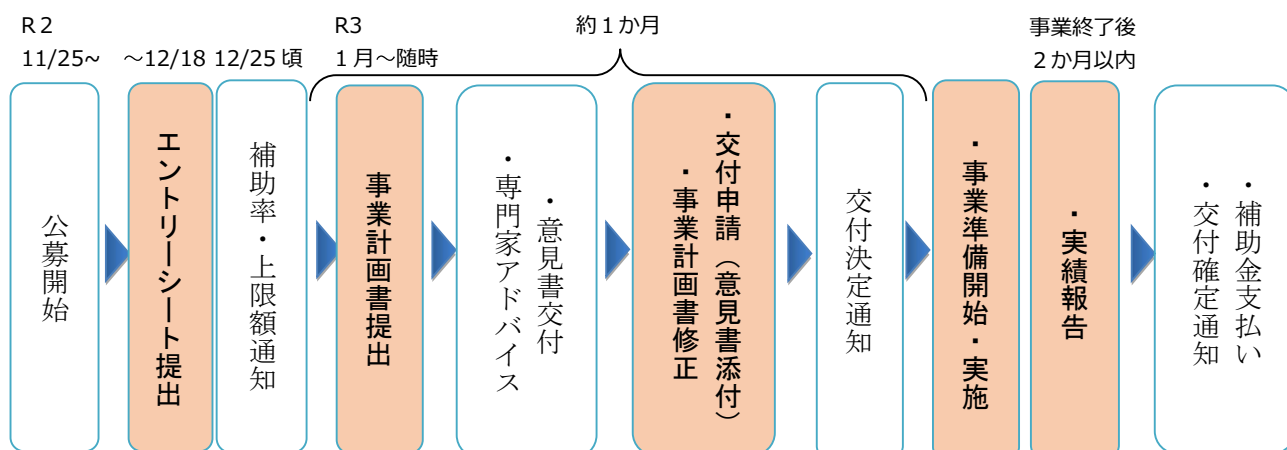
※交付決定前に発注、契約等が行われた経費は補助対象外になります。

(6) 実績報告

事業終了後2か月以内または令和4年3月31日のいずれか早い日までに、補助対象経費の支払い及び実績報告書を提出します。

※実績報告書の提出が遅れた場合は、補助金の全部または一部が受けられなくなることがあります。

色塗が申請団体、白色が川崎市



8 エントリー期間

令和2年11月25日（水）～令和2年12月18日（金）必着

9 エントリー時提出書類

別紙 商店街魅力再起支援事業エントリーシート

10 事業計画書提出時必要書類

事業計画書を提出するには、エントリーと市から上限額や補助率の通知を受けている必要があります。また、事業の準備開始1か月前までに提出する必要があります。

事業計画書の様式(ワードファイル)は市ホームページにも掲載しており、修正に備え、ワードファイルでの入力をお勧めします。

- (1) 別紙 事業計画書 第1 概要書
- (2) 別紙 事業計画書 第2 経費配分書
- (3) 別紙 事業計画書 第3 PRシート ※3の事業区分に該当する1枚のみ
- (4) 団体規約・役員名簿
- (5) 事業実施年度の補助対象団体の収支予算書(補助事業について記載のあるもの)
※事業計画書提出時に予算が確定していないなどの理由により収支予算書を提出できない場合は、補助事業の実施について予算額の分かるもの

11 注意事項

- (1) 交付決定後に事業内容の変更・中止をする場合は、事前に申請が必要です。申請のないまま変更があった場合は、補助対象外になる可能性があります。
- (2) 川崎市の他の補助制度を利用する事業は対象外です。また、国や県等、川崎市以外の補助制度を併用する場合は、補助対象団体の自己負担額が補助対象経費の1/6を下回らないこととします。

◆商店街魅力再起支援事業ホームページ

<https://www.city.kawasaki.jp/280/page/0000122731.html>



◆提出方法・問い合わせ先

持参・郵送・FAX・Eメールのいずれかで以下へ提出ください。

川崎市経済労働局産業振興部商業振興課 魅力再起支援事業担当 〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町11-2 川崎フロンティアビル10階 電話 044-200-2328 FAX 044-200-3920 Eメール 28syogyo@city.kawasaki.jp
